

会社合併等による入札参加資格の承継について

有資格業者が、会社合併、事業譲渡、会社分割、(個人事業主の) 法人成り、相続等による個人事業主間の事業承継といった組織変更(以下「会社合併等」といいます。)を行った場合における入札参加資格の承継手続きは、次のとおりとします。

1 承継の効果等

承継を希望する者は、承継手続きにより、**被承継人**(会社合併等により営業を廃業する者)の**入札参加資格**を承継することができます。この承継によって、被承継人が有する工事(業務)成績及び建設工事における発注者別評価も引き継がれます。また、この場合において、被承継人が、落札制限の適用を受ける案件の落札実績を有するときは、承継後、承継人にその制限が引き継がれます。

※承継人(会社合併等により営業を引き継ぐ者)が有資格業者である場合に、被承継人の入札参加資格を承継するときは、承継人が承継前に有していた工事(業務)成績、落札実績、発注者別評価は引き継がれません。

承継を希望しない者は、**新規の入札参加資格審査申請**をすることができます。この場合において、会社合併等を行う前の有資格業者が有する工事(業務)成績及び落札実績は引き継がれません。また、建設工事における発注者別評価点は、新規申請に基づき新たに算定します。

承継するかしないかに関わらず、承継人及び被承継人が有する工事、業務、物品売買等に係る契約実績(会社合併等により引き継がれた事業に係るものに限る。)は、承継人に引き継がれるものとします。

2 承継の方法

承継は、**競争入札参加資格変更届**により行います。

ただし、建設工事において、有資格業者であった被承継人の入札参加資格を承継する場合、承継人は、合併時経審等による再度の入札参加資格審査を受けなければなりません。この場合において、承継人が有資格業者でなかったときは、再度の入札参加資格の認定時まで入札に参加できません。

3 承継人

承継人となることができる者は、次のとおりです。

- ① 会社合併 … **新設法人又は存続法人**

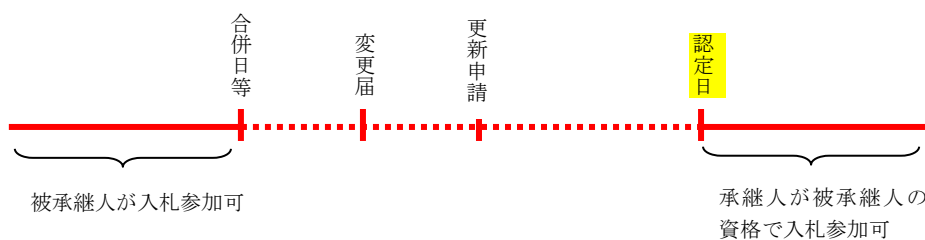
- ② 事業譲渡 … **事業の譲受法人**（入札参加資格に係る全ての業種についての事業を譲り受ける場合、又は被承継人が入札参加資格を辞退する場合に限る。）
- ③ 会社分割 … **事業を引き継ぐ新設法人又は存続法人**（入札参加資格に係る全ての業種についての事業を引き継ぐ場合、又は被承継人が入札参加資格を辞退する場合に限る。）
- ④ 個人事業主の法人成り…**個人事業主が廃業し、設立した法人**で次の全ての条件を満たす者
- ・個人事業主であった者が法人の代表者であること
 - ・個人事業主であった者が50%以上出資していること
 - ・個人事業主の営業を引き継ぎ、営業年度が継続していること
 - ・建設業許可番号を引き継ぐこと（建設工事のみ）
- ⑤ 個人事業主間の事業承継…**病気や老齢、死亡等により廃業した個人事業主から営業を引き継いだ配偶者又は2親等以内の者**で次の全ての条件を満たす者
- ・営業年度が継続していること
 - ・承継人が被承継人の業務を補佐していたこと（建設工事のみ）
 - ・建設業許可番号を引き継ぐこと（建設工事のみ）

4 承継日

(1) 建設工事

- ① 会社合併、事業譲渡、会社分割の場合 … **合併時経審等による再度の入札参加資格審査の認定日**

<承継人が有資格業者でなかった場合>

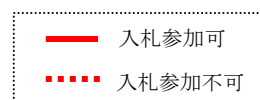


※変更届と更新申請は同時も可

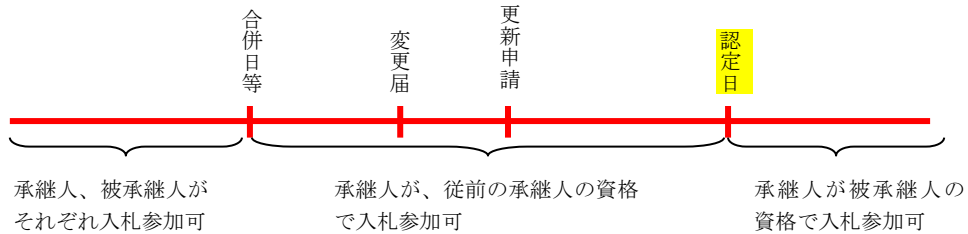
※承継人は、合併時経審等により資格審査を行うため、認定まで入札参加不可

※発注者別評価のうち客観点に影響を受ける項目及び技術職員数の項目は、合併時経審等により算定し直す

※客観点は、合併時経審等に基づく点数となる



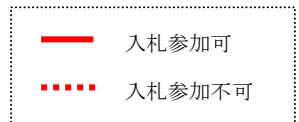
<承継人が有資格業者であった場合>



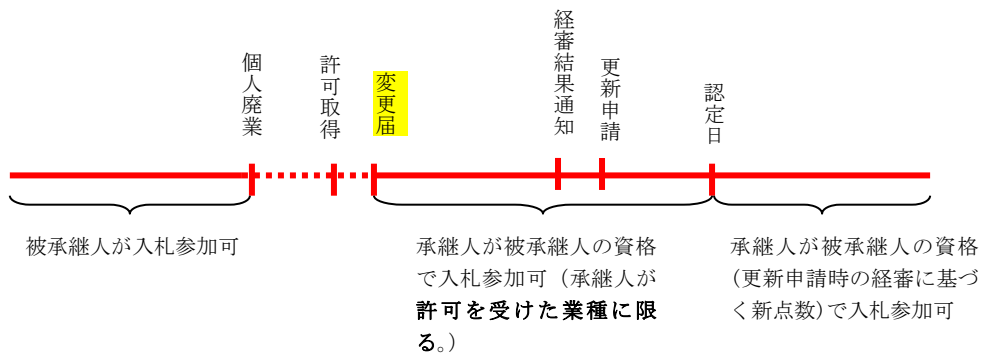
※変更届と更新申請は同時も可

※発注者別評価のうち客観点に影響を受ける項目及び技術職員数の項目は、合併時経審等により算定し直す

※客観点は、合併時経審等に基づく点数となる

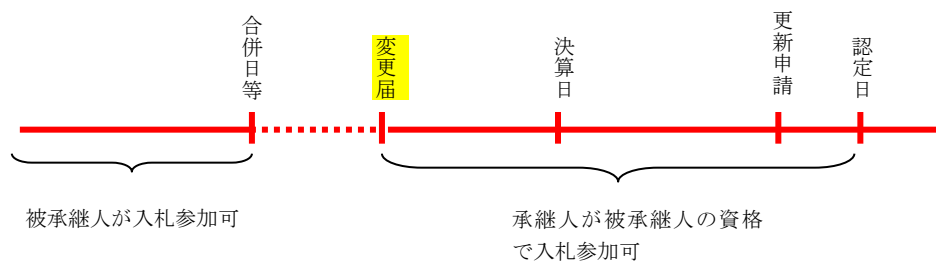


② 法人成り、個人事業主間の事業承継の場合 … 変更届の受領日



※発注者別評価のうち客観点に影響を受ける項目及び技術職員数の項目は、更新申請時の経審により算定し直す

(2) 建設工事に係る業務委託、物品製造等 … 変更届の受領日



5 承継に係る提出書類

(1) 建設工事

承継の種類	提出書類	
会社合併 事業譲渡 会社分割	合併等の形態によって提出書類が異なりますので、個別にお問い合わせください。	
法人成り	(共通) ・変更届 (本市指定様式) ・使用印鑑届 (本市指定様式) ・長崎市の市税を滞納していない旨の証明書 (写し可)	(個別) ・登記事項証明書 (写し可)
個人事業主間の事業承継	※長崎市内に営業所がある場合のみ ・消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 (写し可) ・建設業許可証明書 (通知書) (写) ・専任技術者証明書 (写) ・被承継人の廃業届 (許可庁の受領印があるもの) (写) ・被承継人の許可取消通知書 (写) ※県外業者は他に提出書類があります。お問い合わせ下さい。	(個別) ・承継人と被承継人の関係を証明する書類 (戸籍謄本等) ・身元証明書 (写し可) ・後見登記されていないことの証明書 (写し可) ・代表者の住民票 (市内業者を希望する場合のみ) (写し可)

※特に何も指定がない場合は、承継人名義の書類をご提出ください。必要に応じて、委任状もご提出ください。

※問い合わせ先 … 契約検査課総務係 Tel 095-829-1160

(2) 建設工事に係る業務委託、物品製造等

承継の種類	提出書類	
会社合併	(共通) ・変更届 (本市指定様式) ・使用印鑑届 (本市指定様式)	(個別) ・登記事項証明書 (合併後のもの、写し可) ・合併契約書 (写)
事業譲渡	・長崎市の市税を滞納していない旨の証明書 (写し可) <small>※長崎市内に営業所がある場合のみ</small> ・消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 (写し可)	(個別) ・登記事項証明書 (譲渡後のもの、写し可) ・譲渡契約書 (写) ・承継人及び被承継人の株主総会議事録 (写)
会社分割	・許認可等が必須となっている登録業種についての許認可証、登録証等	(個別) ・登記事項証明書 (分割後のもの、写し可) ・分割計画書又は分割契約書 (写) ・承継人及び被承継人の株主総会議事録 (写)
法人成り		(個別) ・登記事項証明書 (写し可) ・法人の定款 (写) (又は代表者の出資状況が分かる書類) ・承継人と被承継人の営業年度が継続していることが分かる書類 (又は申立書)
個人事業主間の事業承継		(個別) ・身元証明書 (写し可) ・後見登記されていないことの証明書 (写し可) ・承継人と被承継人の関係を証明する書類 (戸籍謄本等) ・承継人と被承継人の営業年度が継続していることが分かる書類 ・代表者の住民票 (市内業者を希望する場合のみ) (写し可)

※特に何も指定がない場合は、承継人名義の書類をご提出ください。必要に応じて、委任状もご提出ください。

※問い合わせ先 … 契約検査課総務係 Tel 095-829-1160